

平成 20 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 ホシザキ電機株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 坂本精志  
(コード番号: 6465 東証・名証 所属部未定)  
問 合 せ 先 常務取締役 本郷正己  
( TEL. 0562-96-1320 )

## 公募による募集株式数及び株式売出しの売出株式数等変更のお知らせ

平成 20 年 11 月 6 日及び平成 20 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び第三者割当増資による募集株式発行並びに平成 20 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにつきまして、平成 20 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、募集株式数及び売出株式数の変更を決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- ( 1 ) 募集株式の数 当社普通株式 7,900,000 株  
( 2 ) 募集株式の払込金額の総額 5,036,250,000 円

なお、その他仮条件 ( 750 円 ~ 800 円 ) 等には、変更ありません。

#### 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- ( 1 ) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,122,900 株  
( 2 ) 売出人及び売出株式数

売出人	変更前売出株式数	変更後売出株式数
有限会社新星コーポレーション	500,000 株	500,000 株
坂本精志	1,000,000 株	200,000 株
坂本くに	500,000 株	200,000 株
富田祐子	293,500 株	143,500 株
真木芳子	270,000 株	140,000 株
富田誠	130,000 株	130,000 株
稲森礼子	240,000 株	120,000 株
坂本春代	500,000 株	100,000 株
広江孝洋	100,000 株	100,000 株
真木實	106,500 株	106,500 株
郷田紀子	83,400 株	83,400 株
筒井京子	80,000 株	80,000 株
渡部博史	60,000 株	60,000 株
坂本暢子	50,000 株	50,000 株
坂本寿章	50,000 株	50,000 株
糸原隆史	34,500 株	34,500 株
糸原猪史夫	20,000 株	20,000 株
石田博美	5,000 株	5,000 株
合計 18 名	合計 4,022,900 株	合計 2,122,900 株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

### 3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000株(上限)  
(2) 売出人及び売出し株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 1,500,000株(上限)

### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 1,500,000株  
(2) 募集株式の払込金額の総額 956,250,000円

#### 【ご参考】

#### 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

##### 1. 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	普通株式	7,900,000株
売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 2,122,900株 オーバーアロットメントによる売出し 1,500,000株( )

##### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

	変更前	変更後
現在の発行済株式総数	63,449,250株	63,449,250株
公募による増加株式数	11,000,000株	7,900,000株
第三者割当増資による増加株式数	2,200,000株(最大)	1,500,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	76,649,250株(最大)	72,849,250株(最大)

##### 3. 増資資金の使途

平成20年11月6日付け「募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」での公表内容から変更はありません。

4. 価格決定日 平成20年12月1日(月曜日)  
5. 募集・売出期間 平成20年12月2日(火曜日)から  
平成20年12月5日(金曜日)まで  
6. 払込期日 平成20年12月9日(火曜日)  
7. 株券受渡期日 平成20年12月10日(水曜日)

( ) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である坂本精志(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年11月6日、平成20年11月20日及び平成20年11月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、平成20年12月10日から平成20年12月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。